

保存期間 5 年
法務省管在第 1 1 4 4 号
平成 2 0 年 3 月 1 4 日

地方入国管理局長 殿
地方入国管理局支局長 殿
(空港支局を除く。)

法務省入国管理局入国在留課長 田村 明

申請取次行政書士管理委員会への情報提供等について（通知）

平成 1 6 年 1 2 月 1 0 日に公布された「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」（平成 1 7 年 1 月 3 1 日施行）により、申請人に代わって申請書等の提出を行うことができる行政書士については、これまでの地方入国管理局の長の承認から所属する行政書士会（以下「単位会」という。）が管轄する地方入国管理局長に届け出たものに改められました。

しかしながら、所属する単位会を通じて当局へ申請取次ぎの届出をした行政書士に対しては、同人の不正行為等が判明したとしても、行政書士法第 1 4 条の 3 の規定による懲戒の請求手続を経て、行政書士としての活動の停止等の処分が決定されない限り、同人に係る届出済証明書の有効期間（外国人に代わって申請書等の提出ができる期間）内において、同人からの当局への書類提出（申請取次ぎ）を停止させることができませんでした。

そこで、申請取次ぎ行政書士の一層の綱紀粛正を図る方策として、今般、申請取次制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする「日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会規則（以下「規則」という。）」を改正し、各単位会において新たに「行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則（以下「準則」という。）」を定め、その準則の中で、各単位会が当局等から得た情報に基づき、不正行為等の認められる行政書士の申請取次ぎ業務に関し是正勧告等を行えるようにするとともに、新たに申請取次ぎを行おうとする行政書士に対しても、受付を拒否できることなどの枠組みが、別添のとおり策定されました。

については、今後、当局から、上記規則及び準則に基づき、不正行為等が認められる行政書士に係る情報を提供した場合、情報を受けた単位会において、同行政書士に対して是正勧告を行うなどの措置を講じることとなりましたので（是正勧告が行われなかった場合はその理由について当局に報告されます。）、通知します。

おって、管下出張所長に対しては貴職から通知願います。

添付物

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1 日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会規則 | 1 部 |
| 2 行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則（準則） | 1 部 |

日本行政書士会連合会 申請取次行政書士管理委員会 規則

(特別委員会の設置)

第1条 法務省の指導の下に、出入国管理及び難民認定法施行規則の規定に基づく行政書士に係る申請取次制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とし、日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）に特別委員会として「申請取次行政書士管理委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- 一 申請取次行政書士の管理に関する事務。
 - 二 申請取次行政書士に対する有料研修会の開催に関する事務。
 - 三 入管行政に関する情報の提供に関する事務。
 - 四 その他前条の目的達成に必要な事務。
- 2 委員会は、研修会を開催するときは、法務省入国管理局へ適宜講師の派遣を要請することができる。

(単位会管理委員会等の設置)

第2条の2 委員会は前条第1項の事務を適正かつ円滑に行うため、次項に定める事務を各単位会に委任するものとする。各単位会は、この委任を受けて、単位会申請取次行政書士管理委員会（以下「単位会管理委員会」という。）又はこれに準ずる部門を置くなど、必要な措置を講ずるものとする。

2 各単位会に委任する事務は、次の事務とする。

- 一 届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士（以下「届出者等」という。）に係る届出の管理。
- 二 届出者名簿、抹消・懲戒者等連絡書（以下「届出者名簿等」という。）の作成及び管理。
- 三 管轄地方入管局長（以下「地方入管局長」という。）への届出者名簿等の提出及び届出済証明書の返還並びに地方入管局長からの新届出済証明書の受領。
- 四 届出者等が管轄都道府県知事による「業務禁止」または「業務停止」等の懲戒処分を受け、若しくは単位会による「廃業の勧告」または「会員権停止」等の処分がなされた場合及びその効力を失った場合の地方入管局長及び日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会（以下「日行連管理委員会」という。）への通知。
- 五 申請取次業務是正勧告及び禁止勧告処分がなされた場合及びその禁止勧告処分が効力を失った場合の地方入国管理局長及び日行連管理委員会への通知。
- 六 受付拒否者、申請取次業務禁止勧告処分及び申請取次業務是正勧告処分に係る聴聞等の手続の実施。
- 七 地方入管局長からの照会、情報提供への対応。
- 八 前各号に関連する事務。

(構成)

第3条 委員会は、次の6人の委員をもって組織する。

- 一 本会理事会の承認を得て、会長が委嘱する日本行政書士会連合会役員2人。
- 二 本会理事会の承認及び法務省入国管理局の同意を得て、会長が委嘱する申請取次行政書士2人。
- 三 法務省入国管理局長が指定する法務専門官等2人。

(委員会)

- 第4条** 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員長及び副委員長は、委員がこれを互選する。
- 2 委員長は、会務を総理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。
 - 4 委員の任期は、行政書士の資格を有する者にあつては委嘱した会長の任期と同一とするが、入国管理局長が指定した者にあつては、その指定された期間とし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 5 委員会は、会長を通じ又は会長と協議の上、本会の他の部会、若しくは各単体会に対して、資料の提出、説明又は協力を求めることができる。

(委員会の招集)

- 第5条** 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の議事)

- 第6条** 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 委員会の議決は、文書によることができる。
- 4 委員会は、法務省に対し必要があるときは、意見を述べることができる。
- 5 委員会の議事は非公開とすることができる。

(規則の改正)

- 第7条** この規則の改正は、本会が法務省との協議を経た上、理事会の承認により行う。

附 則

この規則は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年1月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月17日から施行する。

(単位会用)

行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則(準則)

(目的)

第1条 この規則は「出入国管理及び難民認定法施行規則」に基づき、_____行政書士会(以下「本会」という。)を通じ、地方入国管理局長(以下「地方入管局長」という。)に対し届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士(以下「届出者等」という。)の管理につき必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(申請取次行政書士管理委員会の設置)

第2条 日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会(以下「日行連管理委員会」という。)規則第2条の2の規定に基づき前条の目的を達成するため、本会に、申請取次行政書士管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第3条 委員会は第1条の目的を達成するため次の職務を行う。

- 一 届出の審査
- 二 届出者名簿、抹消・懲戒者等連絡書(以下「届出者名簿等」という)の作成及び管理
- 三 地方入管局長への届出者名簿等の提出及び届出済証明書の返還並びに地方入管局長からの新届出済証明書の受領
- 四 届出者等が都道府県知事より「業務禁止」または「業務停止」等の懲戒処分を受け、若しくは本会による「廃業の勧告」または「会員権停止」の処分がされた場合、またその処分が効力を失った場合の地方入管局長及び日行連管理委員会への通知
- 五 申請取次業務禁止勧告処分及び申請取次業務是正勧告処分がされた場合及び申請取次業務禁止勧告処分が効力を失った場合の地方入管局長及び日行連管理委員会への通知
- 六 受付拒否者、申請取次業務禁止勧告処分及び申請取次業務是正勧告処分に係る聴聞手続の実施
- 七 地方入管局長からの届出者等に係る照会、情報提供への対応
- 八 前各号に関連する事業及び事務

2. 委員会は、前項第2号及び第3号の事務を本会事務局職員に行わせることができる。

(受付拒否事由)

第4条 委員会は、申請取次の申出を行った者が次の事由のいずれかに該当する場合には、受付を拒否しなければならない。

- 一 届出を申し出た者が単位会に所属していない場合。
- 二 日行連管理委員会が指定する研修を受講していない場合。
- 三 届出手続のために求められている必要書類を単位会に提出しない場合。
- 四 都道府県知事による業務禁止等の懲戒処分及び本会による会員権停止処分又は廃業勧

告処分を受けている場合。但し、その処分が効力を失った場合は、この限りではない。

五 外国人の入国・在留手続に関し、刑事裁判で有罪判決を受けたことがある場合。但し、刑の言渡しが効力を失っている場合はこの限りではない。

六 地方入管局長からの情報提供により、本会会長に提出する「誓約書」の誓約事項1～4に違背したことが判明した場合。

七 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違背したことが判明した場合。

2. 受付を拒否した場合には、聴聞手続を行う。

3. 委員会は、受付拒否を行った場合、その旨を日行連管理委員会にこれを報告する。

4. 受付を拒否された者は、日行連管理委員会に第2項の聴聞手続の裁決に対する異議の申立を行うことができる。

(申請取次資格の喪失)

第5条 届出済行政書士が、日本行政書士会連合会より、登録を取消され、又は登録を抹消された場合、申請取次資格を喪失する。

2. 委員会は、申請取次資格を喪失した者に係る事項を地方入管局長及び日行連管理委員会に報告する。

3. 第1項に該当する者は、届出済証明書を単位会経由にて地方入管局長に返還する。

(申請取次業務禁止勧告)

第6条 委員会は、届出有効期間内に、届出者等が出入国管理及び難民認定法に基づく諸手続に係る刑事裁判において有罪判決を言渡され刑が確定した場合、申請取次業務の禁止を勧告することができる。

2. 申請取次業務の禁止を勧告する場合には、事前に聴聞手続を行う。

3. 委員会は、申請取次業務の禁止を勧告した場合、その旨を地方入管局長及び日行連管理委員会に通知する。

4. 申請取次業務の禁止を勧告された者は、日行連管理委員会に第2項の聴聞手続の裁決に対する異議の申立を行うことができる。

5. 申請取次業務の禁止を勧告された者で、第4項の異議の申立手続を行わない場合、若しくは異議の申立に理由がないと裁決された場合には、届出済証明書を単位会経由にて地方入管局長に返還する。

(申請取次業務是正勧告)

第7条 委員会は、届出有効期間内に、届出者等の外国人の入国・在留手続に関し、地方入管局長による情報提供により不正行為等を認知した場合、申請取次業務の是正を勧告することができる。

2. 申請取次業務の是正を勧告する場合には、事前に聴聞手続を行う。

3. 委員会は、申請取次業務の是正を勧告した場合、その旨を地方入管局長及び日行連管理委員会に通知する。

また、是正の勧告に至らなかった場合には、その理由を地方入管局長及び日行連管理委員会に報告する。

(組織)

第8条 委員会は、委員___名以内とし、会長が委嘱する。

2. 委員会の委員長は委員の互選による。

(任期)

第9条 委員の任期は、会長の任期と同一とする。

(招集)

第10条 委員会は毎月1回開催することを原則とするが、必要がある場合にはその都度臨時に開催することができる。なお、委員会は委員長が招集する。

なお、会長、担当副会長はいつでも委員会に出席し、意見を述べることができる。

(審議の方法及び決議)

第11条 審議は持ち回り、書面、ファックス、電子メール等適宜の方法で行うことを妨げない。但し、決議は全会一致を原則とする。

また、委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第12条 委員は、その在任中に職務上知り得た届出者等に関する情報について、退任後においても、これを他に開示・漏洩してはならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるものの他、必要な事項については委員会において別途定めることができる。

2. この規則等に定めのない事項については、会則の規定を準用する。

(聴聞手続)

第14条 聴聞手続については、行政書士法に係る聴聞等手続規則の例による。

保 存 期 間 5 年

法務省管在第 1 1 4 4 号

平成 2 0 年 3 月 1 4 日

地方入国管理局長 殿
地方入国管理局支局長 殿
(空港支局を除く。)

法務省入国管理局入国在留課長 田村 明

申請取次行政書士管理委員会への情報提供等について (通知)

平成 1 6 年 1 2 月 1 0 日に公布された「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」(平成 1 7 年 1 月 3 1 日施行)により、申請人に代わって申請書等の提出を行うことができる行政書士については、これまでの地方入国管理局の長の承認から所属する行政書士会(以下「単位会」という。)が管轄する地方入国管理局長に届け出たものに改められました。

しかしながら、所属する単位会を通じて当局へ申請取次ぎの届出をした行政書士に対しては、同人の不正行為等が判明したとしても、行政書士法第 1 4 条の 3 の規定による懲戒の請求手続を経て、行政書士としての活動の停止等の処分が決定されない限り、同人に係る届出済証明書の有効期間(外国人に代わって申請書等の提出ができる期間)内において、同人からの当局への書類提出(申請取次ぎ)を停止させることができませんでした。

そこで、申請取次ぎ行政書士の一層の綱紀肅正を図る方策として、今般、申請取次制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする「日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会規則(以下「規則」という。)」を改正し、各単位会において新たに「行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則(以下「準則」という。)」を定め、その準則の中で、各単位会が当局等から得た情報に基づき、不正行為等の認められる行政書士の申請取次ぎ業務に関し是正勧告等を行えるようにするとともに、新たに申請取次ぎを行おうとする行政書士に対しても、受付を拒否できることなどの枠組みが、別添のとおり策定されました。

については、今後、当局から、上記規則及び準則に基づき、不正行為等が認められる行政書士に係る情報を提供した場合、情報を受けた単位会において、同行政書士に対して是正勧告を行うなどの措置を講じることとなりましたので(是正勧告が行われなかった場合はその理由について当局に報告されます。)、通知します。

おって、管下出張所長に対しては貴職から通知願います。

添付物

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1 日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会規則 | 1 部 |
| 2 行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則(準則) | 1 部 |

日本行政書士会連合会 申請取次行政書士管理委員会 規則

(特別委員会の設置)

第1条 法務省の指導の下に、出入国管理及び難民認定法施行規則の規定に基づく行政書士に係る申請取次制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とし、日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）に特別委員会として「申請取次行政書士管理委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- 一 申請取次行政書士の管理に関する事務。
- 二 申請取次行政書士に対する有料研修会の開催に関する事務。
- 三 入管行政に関する情報の提供に関する事務。
- 四 その他前条の目的達成に必要な事務。

2 委員会は、研修会を開催するときは、法務省入国管理局へ適宜講師の派遣を要請することができる。

(単位会管理委員会等の設置)

第2条の2 委員会は前条第1項の事務を適正かつ円滑に行うため、次項に定める事務を各単位会に委任するものとする。各単位会は、この委任を受けて、単位会申請取次行政書士管理委員会（以下「単位会管理委員会」という。）又はこれに準ずる部門を置くなど、必要な措置を講ずるものとする。

2 各単位会に委任する事務は、次の事務とする。

一 届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士（以下「届出者等」という。）に係る届出の管理。

二 届出者名簿、抹消・懲戒者等連絡書（以下「届出者名簿等」という。）の作成及び管理。

三 管轄地方入管局長（以下「地方入管局長」という。）への届出者名簿等の提出及び届出済証明書の返還並びに地方入管局長からの新届出済証明書の受領。

四 届出者等が管轄都道府県知事による「業務禁止」または「業務停止」等の懲戒処分を受け、若しくは単位会による「廃業の勧告」または「会員権停止」等の処分がなされた場合及びその効力を失った場合の地方入管局長及び日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会（以下「日行連管理委員会」という。）への通知。

五 申請取次業務是正勧告及び禁止勧告処分がなされた場合及びその禁止勧告処分が効力を失った場合の地方入国管理局長及び日行連管理委員会への通知。

六 受付拒否者、申請取次業務禁止勧告処分及び申請取次業務是正勧告処分に係る聴聞等の手続の実施。

七 地方入管局長からの照会、情報提供への対応。

八 前各号に関連する事務。

(構成)

第3条 委員会は、次の6人の委員をもって組織する。

- 一 本会理事会の承認を得て、会長が委嘱する日本行政書士会連合会役員2人。
- 二 本会理事会の承認及び法務省入国管理局の同意を得て、会長が委嘱する申請取次行政書士2人。
- 三 法務省入国管理局長が指定する法務専門官等2人。

(委員会)

- 第4条** 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員長及び副委員長は、委員がこれを互選する。
- 2 委員長は、会務を総理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。
 - 4 委員の任期は、行政書士の資格を有する者にあつては委嘱した会長の任期と同一とするが、入国管理局長が指定した者にあつては、その指定された期間とし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 5 委員会は、会長を通じ又は会長と協議の上、本会の他の部会、若しくは各単位会に対して、資料の提出、説明又は協力を求めることができる。

(委員会の招集)

- 第5条** 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の議事)

- 第6条** 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 委員会の議決は、文書によることができる。
- 4 委員会は、法務省に対し必要があるときは、意見を述べることができる。
- 5 委員会の議事は非公開とすることができる。

(規則の改正)

- 第7条** この規則の改正は、本会が法務省との協議を経た上、理事会の承認により行う。

附 則

この規則は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年1月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月17日から施行する。

(単位会用)

行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則（準則）

(目的)

第1条 この規則は「出入国管理及び難民認定法施行規則」に基づき、_____行政書士会（以下「本会」という。）を通じ、地方入国管理局長（以下「地方入管局長」という。）に対し届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士（以下「届出者等」という。）の管理につき必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(申請取次行政書士管理委員会の設置)

第2条 日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会（以下「日行連管理委員会」という。）規則第2条の2の規定に基づき前条の目的を達成するため、本会に、申請取次行政書士管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第3条 委員会は第1条の目的を達成するため次の職務を行う。

- 一 届出の審査
- 二 届出者名簿、抹消・懲戒者等連絡書（以下「届出者名簿等」という）の作成及び管理
- 三 地方入管局長への届出者名簿等の提出及び届出済証明書の返還並びに地方入管局長からの新届出済証明書の受領
- 四 届出者等が都道府県知事より「業務禁止」または「業務停止」等の懲戒処分を受け、若しくは本会による「廃業の勧告」または「会員権停止」の処分がされた場合、またその処分が効力を失った場合の地方入管局長及び日行連管理委員会への通知
- 五 申請取次業務禁止勧告処分及び申請取次業務是正勧告処分がされた場合及び申請取次業務禁止勧告処分が効力を失った場合の地方入管局長及び日行連管理委員会への通知
- 六 受付拒否者、申請取次業務禁止勧告処分及び申請取次業務是正勧告処分に係る聴聞手続の実施
- 七 地方入管局長からの届出者等に係る照会、情報提供への対応
- 八 前各号に関連する事業及び事務

2. 委員会は、前項第2号及び第3号の事務を本会事務局職員に行わせることができる。

(受付拒否事由)

第4条 委員会は、申請取次の申出を行った者が次の事由のいずれかに該当する場合には、受付を拒否しなければならない。

- 一 届出を申し出た者が単位会に所属していない場合。
- 二 日行連管理委員会が指定する研修を受講していない場合。
- 三 届出手続のために求められている必要書類を単位会に提出しない場合。
- 四 都道府県知事による業務禁止等の懲戒処分及び本会による会員権停止処分又は廃業勧

告処分を受けている場合。但し、その処分が効力を失った場合は、この限りではない。

五 外国人の入国・在留手続に関し、刑事裁判で有罪判決を受けたことがある場合。但し、刑の言渡しが効力を失っている場合はこの限りではない。

六 地方入管局長からの情報提供により、本会会長に提出する「誓約書」の誓約事項1～4に違背したことが判明した場合。

七 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違背したことが判明した場合。

2. 受付を拒否した場合には、聴聞手続を行う。

3. 委員会は、受付拒否を行った場合、その旨を日行連管理委員会にこれを報告する。

4. 受付を拒否された者は、日行連管理委員会に第2項の聴聞手続の裁決に対する異議の申立を行うことができる。

(申請取次資格の喪失)

第5条 届出済行政書士が、日本行政書士会連合会より、登録を取消され、又は登録を抹消された場合、申請取次資格を喪失する。

2. 委員会は、申請取次資格を喪失した者に係る事項を地方入管局長及び日行連管理委員会に報告する。

3. 第1項に該当する者は、届出済証明書を単位会経由にて地方入管局長に返還する。

(申請取次業務禁止勧告)

第6条 委員会は、届出有効期間内に、届出者等が出入国管理及び難民認定法に基づく諸手続に係る刑事裁判において有罪判決を言渡され刑が確定した場合、申請取次業務の禁止を勧告することができる。

2. 申請取次業務の禁止を勧告する場合には、事前に聴聞手続を行う。

3. 委員会は、申請取次業務の禁止を勧告した場合、その旨を地方入管局長及び日行連管理委員会に通知する。

4. 申請取次業務の禁止を勧告された者は、日行連管理委員会に第2項の聴聞手続の裁決に対する異議の申立を行うことができる。

5. 申請取次業務の禁止を勧告された者で、第4項の異議の申立手続を行わない場合、若しくは異議の申立に理由がないと裁決された場合には、届出済証明書を単位会経由にて地方入管局長に返還する。

(申請取次業務是正勧告)

第7条 委員会は、届出有効期間内に、届出者等の外国人の入国・在留手続に関し、地方入管局長による情報提供により不正行為等を認知した場合、申請取次業務の是正を勧告することができる。

2. 申請取次業務の是正を勧告する場合には、事前に聴聞手続を行う。

3. 委員会は、申請取次業務の是正を勧告した場合、その旨を地方入管局長及び日行連管理委員会に通知する。

また、是正の勧告に至らなかった場合には、その理由を地方入管局長及び日行連管理委員会に報告する。

(組織)

第8条 委員会は、委員___名以内とし、会長が委嘱する。

2. 委員会の委員長は委員の互選による。

(任期)

第9条 委員の任期は、会長の任期と同一とする。

(招集)

第10条 委員会は毎月1回開催することを原則とするが、必要がある場合にはその都度臨時に開催することができる。なお、委員会は委員長が招集する。

なお、会長、担当副会長はいつでも委員会に出席し、意見を述べることができる。

(審議の方法及び決議)

第11条 審議は持ち回り、書面、ファックス、電子メール等適宜の方法で行うことを妨げない。

但し、決議は全会一致を原則とする。

また、委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第12条 委員は、その在任中に職務上知り得た届出者等に関する情報について、退任後においても、これを他に開示・漏洩してはならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるものの他、必要な事項については委員会において別途定めることができる。

2. この規則等に定めのない事項については、会則の規定を準用する。

(聴聞手続)

第14条 聴聞手続については、行政書士法に係る聴聞等手続規則の例による。